

行政 Information

限度額適用認定証をご利用ください

☎保険医療課 (065-65512)

外来や入院などで医療費が高額になりそうな場合は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、ひと月の自己負担が限度額までになります。認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

【対象者】

- ① 国民健康保険に加入している人で
- ② 69歳以下の人
- ③ 平成26年度の住民税が非課税世帯の70歳以上74歳以下の人

【申請時の注意点】

- ① 申請日時点において、世帯に国民健康保険料の滞納がないこと。
 - ② 世帯の国民健康保険被保険者が前年中所得の申告をしていること。
- ※未申告等で所得が不明な場合は、上位所得者の限度額とみなされます。

問合せ・相談先
 保険医療課（本館1階）
 北部振興局福祉生活課、各支所



行政 Information

福祉医療費助成制度について

☎保険医療課 (065-65527)

8月1日からの、福祉医療費助成制度のうち「ひとり暮らし高齢寡婦」および「低所得老人」については次のとおりです。詳しくは担当課まで問い合わせください。

種類	対象者	
ひとり暮らし 高齢寡婦	65～74歳	かつて母子家庭の母で、一人暮らしの状態が1年以上継続、かつ今後も継続すると見込まれる人（所得制限あり）
低所得老人		本人・配偶者・扶養義務者すべてが住民税非課税世帯の人

窓口自己負担割合

種類	一般	上記対象者
65～69歳	3割	2割（昭和24年8月2日以降生まれの人）
		1割（昭和24年8月1日以前生まれの人）
70～74歳	2割	1割

※昭和19年4月1日以前生まれの人は、国の特例措置の対象で自己負担1割となるため、上記対象者には含みません。

行政 Information

特定健診を受診しましょう

☎保険医療課 (065-65512)

「特に自覚症状はないから大丈夫」「最近病院にかかっていないし、元気なので問題ない」と思って、健康診断を受けずにいませんか。

平成25年に厚生労働省が発表した日本の死亡原因の第2位は「心疾患」、第4位は「脳血管疾患」でした。これらの疾病は、高血圧や糖尿病など生活習慣病によって引き起こされます。

特定健診は、自覚症状がまま進行する生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化予防を目的とした健診です。年に一度特定健診を受けて、体をチェックしましょう。

【対象】 40歳～74歳の国民健康保険加入者

【方法】 市内で実施する総合健診、または医療機関で個別に。

※詳しくは、5月下旬にオレンジ色の封筒で対象者へ送付した受診券や特定健診パンフレットをご覧ください。

死亡者の死因別順位

順位	死因
1位	悪性新生物
2位	心疾患
3位	肺炎
4位	脳血管疾患
5位	老衰

厚生労働省「平成25年人口動態統計」より



行政 Information

福祉医療費受給券の更新手続きはお済みですか

☎保険医療課 (065-65527)

更新手続きが済んだ人には8月から有効の福祉医療費受給券をお送りしています。更新手続きがまだの人は、早めに済ませてください。

手続きが遅れますと、8月からの受給券が交付できなくなりしますのでご注意ください。

※手続きが必要な人には、7月中旬にお知らせいたしますのでご確認ください。

- 「福祉医療費受給券」「重度心身しょうがい老人等福祉助成券」とは、次に該当する人などの医療費の窓口負担を助成する医療費助成券です。
- ・身体障害者手帳1～3級（4級の一部）の人
- ・療育手帳重度の人
- ・18歳未満の子を扶養するひとり親家庭の人
- ・65～74歳の住民税非課税世帯の人

※いずれも所得制限などがありますが、受給対象と思われる場合は、随時ご相談ください。

問合せ・相談先
 保険医療課（本館1階）
 北部振興局福祉生活課、各支所



行政 Information

安心してお使いください ジェネリック医薬品

☎保険医療課 (065-65512)

ジェネリック医薬品は、これまで使われてきた薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格の薬です。効き目はもちろん、安全性も同等なので安心して使えます。ジェネリック医薬品の利用は自己負担の軽減だけでなく、医療費全体の抑制にもつながります。

処方せん「変更不可欄」に、「レ」や「X」がなく、「保険医署名欄」に署名がなければ、ジェネリック医薬品を選択することができます。

ただし、ジェネリック医薬品に変更できない場合がありますので、詳しくは、かかりつけの医師や薬剤師に相談ください。



行政 Information

健康保険の二重加入はありませんか？

☎保険医療課 (065-65512)

国民健康保険加入者で、就職による会社などの健康保険への加入や、家族が加入する健康保険の被扶養者となる場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

喪失手続きをしないと、国民健康保険と会社などの健康保険の保険料が二重にかかることがありますので、該当する人は早めに手続きしてください。

行政 Information

国民年金保険料を口座振替にするとお得です

☎彦根年金事務所国民年金課 (0749-231114)

10月～翌年3月までの国民年金保険料を口座振替でまとめて「6か月前納」とすると保険料が90、460円となり、毎月15、250円を納付するよりも1040円お得です。ぜひご利用ください。

6か月前納を利用するには申込みが必要です。8月末までに年金事務所または口座振替を希望する金融機関等で申込みください。

引き落とし日は、10月31日（金）です。※現在、口座振替で毎月納付している人が、6か月前納を希望する場合は、口座振替方法の変更手続きが必要です。

行政 Information

一日年金相談所を開設します

☎彦根年金事務所お客様相談室 (0749-231116)

【とき】 9月18日（木）

【ところ】 長浜市社会福祉協議会長浜センター（高田町）

【相談時間】 10時～16時

【申込方法】 1週間前までに、左記の予約専用電話で申込みください。

予約専用電話

彦根年金事務所 ☎0749-2315489
 （平日の8時30分～17時15分）

※予約専用電話では、予約以外の用件はお受けできません。